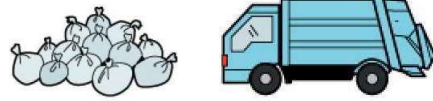




集積場に出されたプラスチック資源を回収し、中間処理施設に搬入



中間処理施設で選別し、圧縮・梱包

中間処理



中間処理施設



圧縮・梱包

再商品化施設で、プラスチック資源の再商品化を行う

再商品化



再商品化施設



ペレット

プラスチック製品の材料になります



パレット

工場などで荷物を載せる荷役台として使用されます

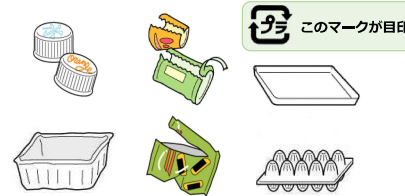
ごみの減量にご協力をお願いします。

「プラスチック資源一括回収」に関する説明会

令和6年4月スタート プラスチックの分け方・出し方が 変わります！

現在

資源物 (リサイクルするもの)
プラスチック製容器包装 **月4回**



ペットボトルのキャップやラベル、魚や肉などのトレイ、白色パック、お菓子の袋、卵のパック等

燃やせるごみ
プラスチック製品 **週2回**



容器包装以外のプラスチック製品

プラスチック製のバケツ、歯ブラシ、コップ、食品保存容器、スプーン、ハンガー等のプラスチック製品

ご協力
お願いします！

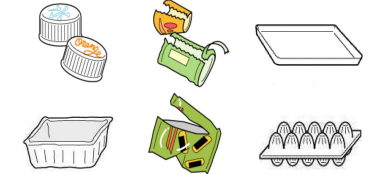


エコクロ

令和6年4月～

資源物 (リサイクルするもの)
プラスチック資源 **月4回**

商品を入れてあったもの (容器) や包んであった (包装) で、プラスチック製のもの。



全てがプラスチック製であり、一辺の長さが**5.0cm以内**の製品 (プラスチック製品)。



まとめて透明か半透明の袋に入れてお出してください。

- ・汚れが付着しているものは「燃やせるごみ」へ
- ・金属が付属しているものは「燃やせないごみ」へ

〇お問い合わせ先

富山市環境センター 管理課 429-5017

富山市栗山637

インターネットで、詳しい情報を見ることができます。

富山市環境センター 検索



富山市HP (プラスチック一括回収)



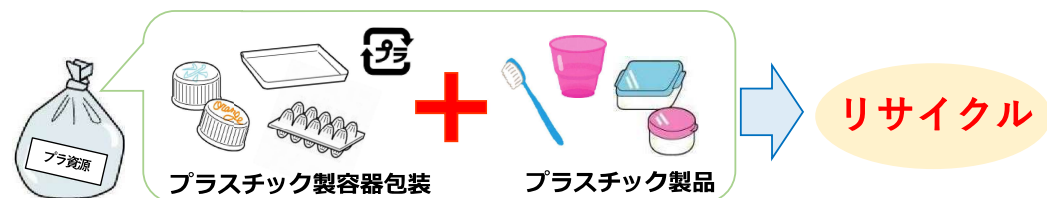
富山市公式LINE

1 経緯

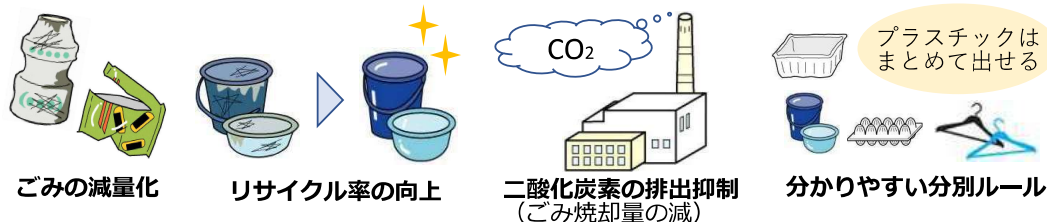
「プラスチック資源に係る資源循環の促進等に関する法律」（令和4年4月）が施行され、市町村は「プラスチック資源の分別回収及び再商品化」に努めることとされました。これに伴い、富山市は令和6年4月からプラスチック資源の一括回収を実施します。

2 プラスチック資源一括回収とは？

既に分別回収しリサイクルしている「プラスチック製容器包装」と、現在は燃やせるごみとして回収し、焼却処分している「プラスチック製品」をまとめて回収し、リサイクルすることです。



3 実施のメリットは？



燃やせるごみの内、プラスチック類の割合は約21%（※）を占めており、プラスチック資源一括回収は、ごみの減量化を進める上で有効な手段の一つとなります。 ※R3組成分析調査

4 出し方のポイント

いつから始まるの？

令和6年4月1日から始まります。

回収日は？

現在の「プラスチック製容器包装」の日（月4回）です。

出し方は？

プラスチック資源を**まとめて透明か半透明の袋に入れて**お出してください。

どこに出せば良い？

これまでの「プラスチック製容器包装」を出している集積場へ。



5 出して良いものは？ ※汚れを取り除いてください

全てプラスチック製であり、一辺の長さが**50cm以内**の製品



【その他、出せるもの】

- ・衣装ケース ・植木鉢（土は除去） ・絵具のパレット ・靴べら ・計量カップ
- ・下敷き ・ストロー ・スポンジ ・発泡スチロール ・ポリ袋 ・ラップ ・レジ袋 等

6 出してはいけないものは？

- ・さっと水洗いしても**汚れが取れないもの**
 - ・最長辺**50cmを超える製品**（50cm以下に裁断又は分解し、袋に入れたものは出せません）
 - ・**金属等が付属している製品**（金属部分を取り外せば出せます）
- ※対象外品目は、素材に応じて、「燃やせるごみ」又は「燃やせないごみ」でお出してください。
- ・**ペットボトル**（単独でリサイクルする仕組みが整備されていることから）

【その他、発火の恐れがあるため】

- ・**使用済み小型電子機器、リチウムイオン電池、ライター**



7 今後の予定

- 「広報とやま」に特集記事の掲載（令和5年11月5日号、令和6年2月5日号）
- 「家庭ごみと資源物の分け方・出し方（令和6年改訂版）」の配布 ※広報とやま（令和6年3月5日号）と併せて配布します。
- 「プラスチック資源の出し方（対象物・出し方等）」に関する案内の配布 ※広報とやま（令和6年3月20日号）と併せて配布します。

プラスチック資源一括回収の開始（令和6年4月1日～）